

平成30年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成30年4月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年4月12日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	平成30年4月12日	12時27分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	2番	大久保由美子		3番	末次明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 川添紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長		毛利博司	
	副町長	酒井英良	定住促進課長		長野一也	
	教育長	大串和人	建設課長		古賀浩	
	総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者		酒井智明	
	財政課長	平野裕志	教育学習課長		井上克哉	
	税務課長	寺崎博文	産業振興課参事		寺崎一生	
	住民課長	吉田茂喜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第18号 | 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について |
| 日程第4 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第6 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第7 | 議案第19号 | 平成30年度基山町一般会計補正予算（第1号） |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年第 2 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大久保由美子議員と末次明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3～7 議案第18号、承認第 2 号～承認第 4 号、議案第19号

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第18号、日程第 4. 承認第 2 号から日程第 6. 承認第 4 号まで、日程第 7. 議案第19号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

おはようございます。4月になりまして、憩の家の開所式であったり、それから、いろんなところの入学式とか、そういういろんな事業がある中でお忙しい中、また本日、臨時議会ということで、本当にいろいろとありがとうございます。

それでは、平成30年第 2 回臨時議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、事業契約案件が 1 件、専決処分承認案件が 3 件、予算案件 1 件を上程しております。

す。

それでは順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約についてでございます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、平成30年4月3日に事業仮契約を締結した基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業について、事業契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、承認第2号 専決処分の承認（基山町税条例の一部を改正する条例）を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、固定資産税の特例措置の創設及び延長等に関する規定の改正が行われたことに伴い、基山町税条例を改正することが急務であるため、平成30年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を求めることについてでございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日公布され、基礎課税額分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われたことに伴い、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため、平成30年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第4号 専決処分の承認（平成29年度基山町一般会計補正予算（第12号））を求めることについてでございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増加等に伴い、一般会計の予算に補正が急務であるため、平成30年3月30日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第19号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として44万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも74億6,142万6,000円となります。

補正予算の主なものにつきましては庁舎非常用発電機修繕料の増額及び部活動指導員報酬の追加をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上、御審議賜り御可決いただきますように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第18号の詳細説明を求めます。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

皆さんおはようございます。私のほうから議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について詳細説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の議案は、基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結する必要がありますことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第12条の規定に基づき、地方自治法第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案資料1ページをお願いいたします。

事業仮契約書の写しを掲載しております。

続いて、議案資料2ページをお願いいたします。

事業仮契約書全文のうち要点を抜粋して掲載しております。

議案資料5ページをお願いいたします。

事業の実施主体となるSPC（特別目的会社）の構成について掲載しております。

議案資料6ページをお願いいたします。

整備事業の工程表を記載しております。

議案資料7ページをお願いいたします。

事業におけるリスクの分担表を掲載しております。

議案資料10ページをお願いいたします。

事業の実施体制図、事業に関する基本コンセプト、整備を予定しておりますPFI施設（定住促進住宅）の概要、完成予想図等を掲載しております。

議案資料11ページをお願いいたします。

定住促進住宅の1階平面図を掲載しております。

議案資料12ページをお願いいたします。

定住促進住宅の2階から6階の平面図を掲載しております。

議案資料13ページをお願いいたします。

定住促進住宅の屋上階平面図を掲載しております。

議案資料14ページをお願いいたします。

定住促進住宅の間取り図を掲載しております。

議案資料15ページをお願いいたします。

定住促進住宅の全体配置図を掲載しております。

以上で議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

承認第2号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

おはようございます。私のほうから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）について説明を申し上げます。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めらるものでございます。

専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、固定資産税の特例措置の創設及び延長等に関する規定の改正が行われたことに伴い、税条例を3月30日付（16ページで訂正）で改正し、4月1日から施行することが急務でございましたので、専決処分にて改正させていただいております。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

重立った改正理由について説明させていただきます。

議案資料の20ページをお願いいたします。

第48条（法人の町民税の申告納付）でございますが、外国子会社合算税制等の見直しに伴う法人税額の税額控除について、地方税法が改正されたことに伴う改正でございます。

第52条でございますが、納期限の延長の場合の延滞金について、延滞金計算の控除期間に係る規定が整備されたことに伴い、改正するものでございます。

資料の26ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、こちらのほうは、議案資料17ページをお願いいたします。

わがまち特例に係る規定の改正でございます。

わがまち特例といいますのは、地域決定型地方税制特例措置の通称でございます。これは国が地方に実施を求める特例措置のうち、地方の裁量を認めたほうが効果的な特例について導入することとされております。

今回の税制改正におきまして、汚水又は廃液処理施設につきましては2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で町の条例で減額の割合を定めることとされております。今回の改正におきましては町税条例で定める割合を2分の1としております。

また、再生可能エネルギー発電設備につきましては、設備の出力に応じた特例率の改正が地方税法でなされております。それに伴い、今回の改正におきましては、町税条例で定める割合を、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備が3分の2、特定太陽光発電設備、特定風力発電設備が4分の3、特定水力発電設備、特定バイオマス発電設備が2分の1としております。

なお、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに新たに取得した設備のほうを対象となっております。

それでは、新旧対照表に戻っていただいて資料の26ページをお願いいたします。

附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）でございますが、第3項から第11項までは、地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴う項ずれに対応する改正でございます。

第12項につきましては、バリアフリー改修を行った劇場等に対する減額措置に係る改正でございます。

附則第11条（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税

の特例に関する用語の意義)でございますが、現行の仕組みを継続する改正のため、見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改正するものでございます。

附則第11条の2(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)でございますが、据置年度において現行の仕組みの継続のため、見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改正するものでございます。

また、第1項、第2項の条文中も同様の趣旨のものとなっております。

資料の31ページをお願いいたします。

附則第12条(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)と、資料32ページの附則第13条(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)、また資料33ページの附則第15条(特別土地保有税の課税の特例)につきましては、現行の仕組みの継続のため、「平成27年度から平成29年度」(16ページで訂正)に改正するものでございます。

そのほかの改正といたしましては、地方税法の改正に伴う条ずれ、項ずれの対応、また、文言の整理を行っております。

最後に、条例の施行期日でございますが、平成30年4月1日となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(品川義則君)

承認第3号の詳細説明を求めます。吉田住民課長。

○住民課長(吉田茂喜君)

おはようございます。私のほうからは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)につきまして説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。

条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的ないともたがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令により国民健康保険税の基礎課税額分、いわゆる医療分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成30年3月31日に公布、翌日の4月1日に施行されることとなりました。

このため、法令の施行に合わせて、低中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに税財源を確保するために条例を改正することが急務ございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

こちらは改正分でございます。施行日は平成30年4月1日でございます。改正内容につきましては、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

議案資料の35ページをお願いいたします。

条例第8条第2項の改正でございますが、基礎課税額についての賦課限度額を「54万円」から「58万円」に改正するものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。第8条の改正と同様に、基礎課税額分を「58万円」とするものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。5割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき「27万円」を加算して判定を行ってございましたけれども、この加算する額を「27万5,000円」に改正するものでございます。

また、同項第3号につきましては、国保税の2割軽減の規定でございます。2割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき「49万円」を加算して判定を行ってございましたが、この加算する額を「50万円」に加算するものでございます。

この2号、3号の改正により、国保税の軽減対象となる世帯の拡充を図ったものでございます。

続きまして、資料の36ページをお願いいたします。

32条の2第2項の改正につきましては、倒産や解雇などにより離職を余儀なくされました非自発的失業者の方の減免申請において、マイナンバーによる情報連携で事実を把握できる

場合は雇用保険受給資格証明書の提示を不要とする改正でございます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

承認第4号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第12号））について説明を申し上げます。

議案書の12ページ、13ページをお願いいたします。

まず、専決の理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定が3月末となったことやふるさと応援寄附金の増加などに伴い、一般会計予算に補正が急務となったためでございます。地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3月30日付で専決処分を行わせていただいております。その承認をお願いするものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に3,982万8,000円を追加し、総額をそれぞれ74億5,370万5,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

補正予算額の大きいものを申し上げます。

6款．地方消費税交付金に9,302万9,000円、9款．地方交付税に7,085万2,000円、16款．寄附金に4,626万円の増額をし、17款．繰入金を1億8,350万円減額することで調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款．総務費を4,000万円、10款．教育費を16万円増額し、14款．予備費を33万2,000円減額することで調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2 款の地方譲与税につきましては、道路の延長、面積に応じて、国から地方へ譲与されるものでございます。2 款 1 項 1 目 1 節. 地方揮発油譲与税では、428万7,000円の増額をしております。

また、4 ページの 2 款 2 項 1 目 1 節. 自動車重量譲与税では、144万9,000円の減額をしております。

次に、5 ページの利子割交付金では171万円の増額、6 ページの配当割交付金では127万4,000円の減額、7 ページの株式等譲渡所得割交付金では291万3,000円の増額をしております。これらは佐賀県が徴収し、各市町の県民税収入決算額に応じて交付されるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 1 節. 地方消費税交付金では、9,302万9,000円の増額をしております。この地方消費税交付金は、国勢調査人口と事業所従業者数に応じて交付されるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目 1 節. 自動車取得税交付金では、511万7,000円の増額をしております。この自動車取得税交付金は、道路の延長、面積に応じ、県から市町へ交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目 1 節. 地方交付税のうち、特別交付税に7,085万2,000円の増額をしております。この増額により、平成29年度の普通交付税を合わせました地方交付税全体を11億345万6,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

16款 1 項. 寄附金、1 目. 教育費寄附金に、育英資金寄附金として16万円を増額し、3 目. 総務費寄附金では、ふるさと応援寄附金に4,000万円、企業版ふるさと納税寄附金に610万円の増額をしております。

13ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、2 目 1 節. 財政調整基金繰入金を 1 億7,700万円の減額、10目 1 節. ふるさと応援寄附基金繰入金を650万円減額し、財源調整を図らせていただいております。

14ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入でございます。災害派遣に対する救助費用として、184万5,000円の追加をしております。これは朝倉市への職員派遣に対する費用弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。15ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。8節. 報償費に2,080万円、13節. 委託料に810万円、25節. 積立金に1,160万円の増額などをし、寄附額と同額の4,000万円の事業費を計上しております。

18ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、28節. 繰出金に、育英資金繰出金として16万円の増額をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。33万2,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算（第12号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案第19号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第19号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に44万8,000円を増額し、総額をそれぞれ74億6,142万6,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

14款. 県支出金に44万8,000円を増額をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 総務費に142万円、6款. 農林水産業費に9万4,000円、10款. 教育費に75万2,000

円の増額をお願いし、14款、予備費を181万8,000円減額することで調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして事項別明細書にて説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款、県支出金、2項、県補助金、6目、教育費県補助金、2節、中学校費補助金に、部活動指導員活用研究事業補助金として44万8,000円の追加をお願いしております。

補助率は、3分の2でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費、11節、需用費に、修繕料97万2,000円の増額をお願いしております。これは、庁舎地下にある非常用の自家発電設備の修繕に係るものでございます。

次の6目、企画費、12節、役務費に、まちなか公民館の管理に係る手数料として44万8,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費、17節、公有財産購入費に、林道寺谷線改良に係る用地等購入費として9万4,000円の追加をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費に、部活動指導に係るものとして、1節、報酬に部活動指導員報酬67万2,000円、8節、報償費に部活動外部指導員謝礼8万円の追加をお願いしております。1節、報酬につきましては7月以降に係るもの、8節、報償費につきましては4月から6月に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。

14款、予備費でございます。今回予備費を181万8,000円減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成30年度基山町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時20分まで休憩いたします。

～午前10時2分 休憩～

～午前10時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

先ほど承認第2号の詳細説明の中で、寺崎税務課長から発言の訂正を求められましたので、許可いたします。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

先ほど承認第2号の詳細説明において、改正の文言の誤りがありましたので、訂正させていただきます。議案資料の31ページをお願いいたします。

附則第12条（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）、また、資料32ページの附則第13条（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）、また資料33ページの、附則第15条（特別土地保有税の課税の特例）につきまして、現行の仕組みの継続のため、「平成27年度から平成29年度」に改正するものでございますと説明いたしましたが、「平成30年度から平成32年度」に改正するものでございましたので、訂正させていただきます。

あと専決処分を行った日ですけれども、平成30年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、この定住促進住宅の件で二、三お聞きします。

まず、議案資料の2ページ、事業仮契約書の2ページになりますか。この部分でちょっと質問しますが、まず1つは、この6月から8月にかけてくい基礎、くいと基礎工にかかるということで工程がなっております。

このくい基礎の場合、その前の設計でわかる範囲で結構なんですけど、基礎のくいを打つ場合のくいの形状ですか——形状と言ったらおかしいですね。場所打ちぐいとか、PCのやつを持ってきて打ち込むとか、いろんなくいがあると思うんですけど、今の現設計でわかる範囲

で結構ですが、どういったものになっているか。それによって施工方法で騒音等が発生したり、振動等が発生したりしますが、そこら辺は把握しているかどうかですね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、先ほどのくいの件の分でございます。まず、この仮契約でございますので、これの承認後に実施的な詳細な調査を実施されるものと思っておりますが、一般的なものでいいますと、まず、くいは先ほど言われた工場生産等を接続して行うくい、あるいは現場のセメントミルク等を利用しながら行う工法、これらの工法は、詳細な地質調査の結果に基づいて、また経済的比較を行いまして、通常施工されるものでございますので、現時点でははっきりしたことはまだないと思っておりますが、ただ、言われました騒音、振動、これには環境等への配慮という部分でしっかりとチェックをし、また、影響が最小限にとどまるような形で行われているものでございますので、その辺のチェックをしっかりとやっていくところになると思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

しっかりチェックしてほしいんですが、実施工程表を見ると、4月の中ぐらいで実施設計が終わる形になっているもので、今現在でわかるかなと思って質問しました。その件については結構です。しっかりあれしてください。

それであると、今度、工事設備等になるんですけども、これもリスク管理表で見れば分担して、管理表のほうでは7ページから8ページ、特に、例えば住民対策に関しては住民の理解が得られない場合は負担者は町のほうだと、それから、住民理解すること、そういったものはこのSPCのほうでやられるということで、リスクのほうは入っていますけれども、この工事説明、事前の説明ですかね、ここまでに至るまでの経過がどうなっているのか。

それから、当然その中身でこういったリスクに関する話があったのかどうか、そこら辺ちょっとできましたら教えてください。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

これまでの経緯なんですけれども、昨年7月にPFI事業の実施方針を公表いたしまして、その後、同11月に参加表明、今回の事業に対する参加表明の受け付けを行いました。その時点で申し込みがございまして、事業が進むということが見えてきましたので、それ以降、町のほうで隣接地の方への御説明をさせていただきました。その後、SPCのほうでも説明をさせていただいているんですが、現状において、反対をするようなお話は聞いておりません。ただ、今後隣接地の方も含めた、もう少し広い範囲、近隣の方々に対する住民説明を、今回契約の議決をいただきましたら、速やかにSPCの主催で行わせていただきます。もちろんその場には町も同席をさせていただきますので、そこはSPCと連携をとってしっかりやってまいりたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

具体的に業者がここで話、議決で通れば、具体的に進んでいくかと思うんですけれども、当然工事の中身での説明に、今度変わってきますので、町のほうとしては、今までのそういったことを怠りなくすることを管理すべきだとは思っているんですけれども、そういったことをお願いします。

それから、商業地の場所になりますけれども、近接家屋とか、それから道路が入り込んだ部分とかありますので、どういったことで一般の方が紛れ込んだりするような形になるのか、板囲いで全部しまってしまうのか、そういった第三者に対する安全対策、これも全く町のほうのリスクはないということにはならないと思うんですね。またそういった質問等も入ってくると思うんですが、そこら辺の所管はどこになるのか、誰が受け答えするのか、業者のほうはどういったことなのか、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

まず、外からの進入、人の進入に関して、それに伴って事故等のおそれというのは、当然

あるかと思えます。その点につきましては、まず、今回の設計で車の出入りの箇所を1カ所、南側のほうに限定をさせていただいております。他方で、実際にそういった事象が起きた場合のリスクの分担につきましては、一義的にSPCのほうでその維持運営管理の中に業務として入ってまいりますので、SPCのほうで対応するということになっております。

ただ、例えば致命的な事故が発生しました場合等々につきましては、当然町のほうに随時報告をもらうようにさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

何か大変難しいような事業だと思います。今までの町がやっていた事業とちょっと違うからですね。それで、私もまともしておりませんが、ちょっと気がついたところでお尋ねしたいと思います。

さっき、今、栗野議員に対する答弁の中で、最終的にはSPCがリスクを負うとかおっしゃいましたが、この要抜粋の中に、資料もいろいろ、中には、町からの指定管理者の指定を受けた選定事業者、あくまでもこの表現によると指定管理者ということですよ。そうすると、中の文言でいろいろ責任的なものは詳しく書いてはありますが、根本的な基本はそこだということですよ。それで、答弁に対しては少し、やはり最終的には町との協議が必要じゃないかなというふうに感じました。答弁、聞いていて。

それから、SPCの構成についてのところでちょっとお尋ねしたいと思います。

会社の目的に6つのポツを入れてありますけれども、その、それぞれ詳しく聞いたら時間がありませんけど、5の基山町地域優良賃貸住宅の解体工事業務、これって完成した賃貸住宅の解体工事業務のことでしょうか。そこら辺がわからないのと、これって30年間の契約ですよ。その後の、そこで一回契約は切られるわけだと思いますから、そのときにまた更新等があったときの解体工事とかいうところに発生するのでしょうか、そこが1点ちょっとわかりません。

それから、構成企業にいろいろ、またポツ5点ほど書いてありますが、その中身にすごく建設企業だ、資金調達だ、設計企業だっている文言書いてありますが、今までは基山町が指名入札とか一般とかでやって、設計事業者とか管理業者をまず決めて、その後に建設業者を決めるようなシステムでしたけど、一切合財がこのSPCと契約することによって

その中身もそれぞれの契約がなくなるということですよ。今までの町がやっていた仕方と違ってこの仮契約書の中ので一切設計から監督から建設から管理から全てが決まるということですよ。そこら辺のやり方として、そういうチェック——チェックももちろん、この先日全協でいただいた中にしっかり書いてはありましたけれども、すごく基山町としての負担も大きくなるんじゃないかと思います。それが1つですね。構成企業というところら辺の、若干説明を下さい。資金調達がそれぞれに書いてあるということと、それぞれの分担、建設するところとか設計企業、工事監理とか、そういうところら辺の若干の説明を下さい。

それから、ここに入ってあるユーマー設計とか栗山設計は全く町外の方ですよ。なぜそこ今回連携されたのかということ。

最後に、協力企業の基山町の中に、いろんな業者が入っておりますけど、最終的に基山町と金融機関とは協定を結ぶということですけど、今回のこの資料の中には金融機関名が入っておりませんよね。事前の資料にはたしかいただきました。その金融機関も基山町に支店がある銀行じゃありませんよね。なぜ、町外、ましてや県外の——たしか本店が県外だったと思いますけど、なぜそこの、地元基山町でこれだけの協力企業がありながら、なぜ基山町支店の銀行を利用されなかったというところが1点です。もうちょっとありますけど、まずはそのところを説明ください。

○議長（品川義則君）

3点ですよ、質問事項、内容は。

○2番（大久保由美子君）

そうですね。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

まず最初の御質問、会社の目的の中の解体工事業務の部分ですが、私どもと想定しておりましたのは、今の旧庁舎の解体業務ですね。実際にその解体の施工、これも今回の契約の中で行ってくださいということで理解をしております。（42ページで訂正）

2点目ですね。今回設計から実際の施工から、そして維持管理までということで、いわゆる1本で契約をする形になりますので、ここにこちらから通常の工事のように発注してとい

うような形ではなく、そこはSPCと町と1対1で1本の契約でさせていただくということになります。ただ、維持管理の部分につきましては、別途、指定管理者として指定管理で行っていただくということになります。

それから、分担ですね。構成企業の中の業務の分担ですが、済みません、この資金調達が全てのところに書いてありまして、これはSPCとして資金調達は当然やりますということで全部にかかっているものです。

実際の中身としては、この建設関係がここにあります鳥飼建設株式会社、株式会社栗山建設、こちらが建設、先ほど申し上げた解体も含めて、そこの担当をします。ユーミー設計のほうは工事の監理、PFIクリエイトというのがSPCの全体の業務のマネジメント、管理業務となっており、ユーミーコーポレーションにつきましては、実際の建設が終わりまして引き渡し後の維持管理業務を担当することになっております。

それから、町外業者の部分のお話ですね。栗山建設ですとかユーミーコーポレーションですとかといったところなんですけど、例えば近隣の地でみやき町でPFIの住宅の施工の実績がございます。その中に構成企業としてこういった栗山建設ですとか、ユーミーコーポレーションといった業者が入っております、そういった施工、実際の事業の実績がございますというところでこの構成企業に入っている。そのことについて特段排除するものではないということで、こちらとしては事業を行っていただくということにしております。

一義的には、こういったコンソーシアムといいますか、この企業の集団をつくっていくかというところはSPCの提案の内容に含まれておりますので、現在そういった形になっております。それに加えて、協力企業ですね、この資料のほうに書いてありますけれども、こちらは全て基山町の業者に実際このSPCが行う事業に対しての役務の提供ですとか協力ということでやっていきますので、そこはオール基山ということで事業を進めさせていただければと思っております。

最後、金融機関の話です。済みません、この資料、SPC（特別目的会社）の中には金融機関というのは構成員としては入っておりません。あくまでSPCの事業に対して融資を行う金融機関ということで、あくまで第三者といいますか、別の人格になります。

今回の銀行につきましても、先ほどの町外業者と同様で、実際に融資をしているこのPFI事業、類似の事業に対して融資をしている実績がございまして、実際どの金融機関から融資を受けるか、逆に言いますと、金融機関がこういった事業に融資ができるか、こういったグ

ループを組めるというところは、一義的にはその金融機関の判断となってまいります。その中で今回受けていただいた金融機関が、この事業に対して銀行としての事業としてやっていけるという判断でこのグループに入らせていただいているというふうに理解をしております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。ということは、基山町と協定を結ぶというところら辺をちょっと重松議員が前回全協でお尋ねになったんですけど、ちょっとそこら辺が、じゃ、何のために基山町と金融機関が協定を結ぶのかというところをちょっと説明いただきたいのと、その金融機関はあくまでもSPCの企業体のほうに融資するのであるから、基山町へのリスクはないということですかね。ということでは、ここまで質問していいかどうかわかりませんが、その金融機関とSPCとの融資の契約で、ちょっと1つ踏み込んでお尋ねですけど、であれば、例えば変動制とか、固定制とか、そういうところまでは全く基山町は踏み込む必要はないということですか。それによって、これからの経済動向がどうなるかわかりませんが、金利が安くなればなおいいんでしょうけど、万が一景気で上がってきた場合、そういうときにも全く基山町はリスクはないんですかね。ちょっとそこら辺がよく私のみ込めていません。その2点ですかね、お願いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

金融機関との協定、直接協定ですね、今回契約書の71条に入れさせていただいておりますけれども、こちら、なぜ直接協定を結ぶかというところですが、まず言えるのは、町とSPCの間でちゃんとやっていますかとモニタリングするのは当然なんですけど、当然事業に当たっては大きな資金が必要となってまいります。その融資をしている金融機関と町が直接協定を結ぶことによって、金融機関としてもこの事業者はちゃんと資金の返済ができるだろうかというモニタリングを銀行としてやっているわけでございます。そこあたりのSPC自体の事業ですとか財務状況の確認、そういった情報の共有、そういったところも含めてこちらと直接協定を結んで、要は3者間でしっかり牽制が働くような形でやるという意味が入っており

ます。

他方で、リスクの点なんですけれども、事業に当たってのリスク、一番端的に考えられるのは、当然事業者が破綻した場合どうするかという話なんですけれども、基本的に今回の融資の契約ですとか、この基本協定、あるいは事業の契約の中では、金融機関が当然S P Cに対して融資をするんですけれども、その担保権の設定というのは町が保有する土地ですとか建物に対してではなく、町がS P Cに対して支払うサービス対価、S P Cから見ればそのサービス対価を受け取る権利になるんですけれども、そちらに担保権の設定をいたします。そういう意味では事業者の破綻ですとか、見方を変えれば金融機関の破綻、そういったところがあったとしても町にとって、例えば土地、建物をとられるですとか、そういったリスクはないというふうに理解をしております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

やっと旧庁舎跡地が活用されて、町の中心地に若者世帯が来るということで、活性化が期待できると非常に楽しみにしておりますけれども、資料の5ページのS P Cについて、ちょっとわからない点もあるので、確認も含めてお尋ねをします。

まず、この冒頭の文章の中に「タウンプランニング w i t h K I Y A M A グループ」というのがありますけれども、これは「基本協定書を締結し、」と書いてありますが、これどこを指しているのか、その協力企業のことあたりだろうと思えますけど、これは、まずこのグループはどういうふうな構成になっているのかということをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

3月16日付の基本協定の締結、相手方であるタウンプランニング w i t h K I Y A M A グループというのが、この時点においてはまだS P Cとしての法人が設立されていない状況でいわゆる企業グループとして今回の事業の選定、相手方となっている状況でございました。その後、法人が設立をされまして、今回の仮契約の相手方としては全く同じ構成企業を内容

としておりますタウンプランニング株式会社、こちらとの間の契約を締結している、要は名称が変わったといいますが、中身は同じで、タウンプランニング w i t h K I Y A M A グループというところが相手だったのが、タウンプランニング株式会社ということで正式に法人として相手方となりました、ということでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そうすると、ただここ「グループと基本協定書を締結し、」というふうに書いてありますけれども、これ、まず構成企業を代表としてタウンプランニングという部分が構成企業で、w i t h K I Y A M Aというところが協力企業というところ、ここと基本協定を……

○議長（品川義則君）

それは違うと思いますよ。それ違うと思います。

○1番（松石健児君）

じゃ、いいです。何かちょっとその辺のグループが曖昧なので、その辺をもうちょっとわかりやすくお願いします。

○議長（品川義則君）

タウンプランニング w i t h K I Y A M A グループとタウンプランニング株式会社は別ものか、同じ内容なのか、その辺だと思いますけれども。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

済みません、このタウンプランニング w i t h K I Y A M A グループというのが、先ほど松石議員おっしゃったように、タウンプランニングというものかあって、w i t h K I Y A M Aというものがあるということではなくて、タウンプランニング w i t h K I Y A M Aというグループ、その構成員は、今回の契約相手方となっておりますタウンプランニング株式会社と同じなんですけど、グループのときには法人格はございませんので、そういう意味では法人格あるなしで別物ではあるんですが、構成企業としては同じです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、松石議員はこの協力企業をw i t h K I Y A M A グループと思われているわけで、

そこが違うということを明確に答えないかね。ということで、with KIYAMA グループというのは、決して協力企業ではございませんので、with KIYAMA グループまでが1つの名称で、それがそのままタウンプランニング株式会社に名前が変わったという、そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

失礼しました。わかりました。

その協力企業に関してなんですけれども、ここに全て基山町というふうには書いてありますけれども、この業種の中には、基山町の中にはほかにも同業者がいらっしゃると思いますけれども、その辺の選定については何か、どういう形でこの協力企業を選ばれたかという基準等あれば、御説明ください。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

協力企業につきましては、こちらはSPC、今回のグループですね。こちらがどういった企業を協力企業とするかというところを選定しております。町としての基準といったものはございません。SPCが選定している企業となっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと数点お尋ねいたします。

まず、建物の名称、これは仮称でも構いませんが、もう既に決定しているのか。また、これは建物の名称自体は基山町が決定するものなのか、SPCが決定するものなのか、まずお尋ねいたします。

あと、近隣住民に対しての説明に関してですけれども、これはやはり工程表の中に入れ込んでいただきたいと、何月ぐらいにこういった形ですのかというのが、いわゆる工程表は工事の工程表のみでありまして、説明会もやはりこの工程表の中に入れ込んだ上で説明をいただきたい。現時点でいつぐらいを、速やかにということなんですけれども、今、隣地の方

だけに説明をされているということで、これから近隣の方に広めるということになれば、恐らくまた多様な御意見が出ると思います。その多様な御意見をどのように拾い上げて、どのように改善していくのか、そこも非常に重要になってくると思われまますので、その取り組み自体、基山町としてどのように関与していくのか、これを2点目お尋ねいたします。

それと、資料15ページにあります全体配置図、これが今まで、ある意味車道として使っていたところが歩道となって、また児童遊園という形になっております。これは理論上、町有地ということでしょうから、こういう形になったと思うんですが、ここはやはり数十年においてほとんど2項道路のような使い方をされていたわけですね。それに面しているところが歩道と児童遊園ということになると、車の行き来が全くできなくなるということなんですが、そのあたりの配慮をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

それと、今回のPFIの住宅というのは、地域優良賃貸住宅であります。地域優良賃貸住宅のもともとの目的は、若者定住を初め、高齢者、障害者を含んだところのいわゆる住宅の確保だというふうな認識をしておりますが、問題は、これから入居を募集するに当たって、どのような選定基準を設けていくのか。私、個人的には、やはりまず町外の若者・子育て世帯を第1次募集としてかける。第2次募集として町外の高齢者・障害者世帯をかける。第3次に町内の若者・子育て世帯、第4次に町内の高齢者・障害者世帯というふうに、ある一定のタイムラグを設けながら募集をかけるべきではないかと思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。ちょっと、とりあえずそれで回答を求めます。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

まず初めの名称につきましては、これはSPCから提案を受けるものでございます。現状、提案を受けてはいるのですが、正式な発表としては議決をいただきまして、後に公表させていただくということにさせていただきたいと思っております。

2点目、工程表の中に住民説明の部分を入れるべきではないかというところなんですが、こちらについては、SPCとこちらとのやりとり、工程表という形で、いつ、何をすべきかというものを明確化してお互い共有するというものでございますので、説明会の部分についても入れる形で、しっかり工程管理するような形でさせていただきたいと思っております。

続きまして、通り抜け道路の部分でございます。現状、こちら車の出入りがあっているという状況は認識をしております。特に、先ほどおっしゃった西側の歩道になる部分、児童遊園になる部分と、今回の敷地に隣接しております駐車場ですとかございますけれども、現状、今回住宅が建つことによって出入り——出入りといいますか、現状の隣接の私有地の方の用途になるべく支障が出ない形で建物、敷地の構成をしたいとは考えております。

町としては、いわゆる2項道路のような扱いというところについては、あくまで町の用地でありますという認識ではございます。ただ、1つ申し上げるとすれば、隣接地の部分で建物等がございますところがありますが、こちらについては、いわゆるその一角地といいますか、1つのまとまりのある土地でございますので、今回、もともと町道ですとか、そういったものではないという認識ではあるんですが、今回歩道になることによって、いわゆる道路地になるという認識ではございません。先ほども申し上げましたけれども、現況の車の出入りですとか、人の出入りがあるところの支障になるような形で工事を一方的に進めるということは考えてはございません。

今後の選定基準ですね、入居者の選定基準でございます。一切の選定基準につきましては、今回契約の議決をいただきまして、後に具体的にS P C含めて詳細を詰めてまいりたいと思っております。もちろんおっしゃるとおり、町外から定住人口増というのはございますので、町外からの子育て・若者世帯を呼び込みたいというのは当然でございます。他方で、今回事業に応募いただいて、今後事業を30年間やっていかないといけないといったときに、当然S P C側の収益というのもございます。収益が確保できないと事業が継続できないという部分がございます。

S P Cの現在の提案としては、30年間で平均して入居率90%というものを想定して、それで収支が合うというような内容になってございますので、優先順位づけの話と、あと他方で一定の入居率を確保しないといけない。逆に言いますと、あらかじめ、余り厳しい基準を設けますと入居率に影響が出てくる可能性もございますので、その点については、今後詳細を詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まず、建物の名称はSPCから提案を受けるということで、いわゆる基山町側からとしての提案はないということによろしいですか。まず、それ1つ確認させてください。

あと、工程表の中には住民説明会をきちんと中に入れるということで、これは当然、よかつたらもう一度、私たちにも資料提供をしていただきたいという要望を出しておきます。

それと、町有地という認識ということなんですけれども、もちろん町有地であることには変わりはありません。ただ、御存じのようにアパートが2件分あります。そして、車庫があつて、駐車場があります。ここには要するに車の出入りというのが、今まで当然あつた中で建物の現有地があるわけなので、例えばこれが、もし何らかの形であるアパートに入居があつた場合に、町有地を入らないとあそこに人が入れないような状況ですよ。そのときに、じゃ、今のこの答弁の中ではそこは配慮してということなんですけれども、これは要するに視点が変われば、町有地に勝手に入っていると、住民の人たちが思つてもおかしくないような状況にならざるを得ないと思うんですよ。特に、この児童遊園というのがあるので、子どもが遊んでいる箇所に人が出入りするということになりますので、その辺は十分に協議を重ねていただきたいというふうにお願いをいたします。

それで、入居者の選定基準につきましては、それはよくわかります、SPCが90%の入居率というのは重々承知です。ですから、それをいわゆる町内移住を排除することというのは非常に厳しい条件だと思うので、だから私は、あくまでもタイムラグをつけるべきではないかと言っているだけです。それを全くだめだと言っているわけでもありませんので、その辺はぜひ配慮をしていただきたいと。要するに町内移住を促したときにどういうことが起きるかということ、当然、社交金が入っているわけですから金額は平均して安くなると思います。ということは、新しく安くなるんだつたら町内からそこに移る方が当然出てくるわけですよ。そうすると、いわゆる民間のアパート経営自体が非常に侵されるおそれもありますので、その辺の配慮をどのようにお考えか、もう一度お尋ねいたします。

そして最後に、今回ある意味、町営住宅の一部になると思います。民間が建設して民間が運営するといつても、これはBTO方式ですから、所有権は町に移るわけですよ。ということは、ある意味、町が町営の住宅の一部になると思います。でも、実はこれ建設の中身自体は誰が管理するかということ、このSPCの中でしか管理ができないわけです。だから、私は提案として、ぜひ今まで図書館とかでもよくされてきました県の第三者機関の管理委託、これを加えるべきではないかと考えますが、そのあたりどのようにお考えか、お聞かせくだ

さい。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

3点お尋ねがあったと理解しております。

まず1点目、名称の件ですね。提案については、SPCのほうからの御提案をいただいて、その内容を踏まえて発表させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

2点目、先ほどの選定基準の優先順位の部分ですが、今回の議案資料の工程表、6ページにもございますけれども、維持管理の部分で工程表の中で一番下ですね、1次募集、2次募集、3次募集というふうに組ませていただいております。先ほどの繰り返しにはなりますが、実際どういう基準で入居者を入れていくかというところにつきましては、内容をしっかり検討して、先ほど議員がおっしゃられたような形ができないかも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

それから3点目、工事監理ですね。第三者からのチェックが必要ではないかというところなんです、こちらにつきましても必要性含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

第三者の管理委託は、要するに30年たった後に、いよいよ基山町に戻ってくるわけですよ。ですから、本当に最初の基礎からあらゆる工事工程を含めて、やはり第三者の目でしっかりと確認をした上でないと、私はこれは受け付けるべきではないというふうに考えていますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。これ、町長どうしようにお考えか、最後にお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

きょう議決をいただいた後、SPCのほうとしっかりお話し合いをしていきたいというふうに思います。

それから、優先順位につきましても、余りごちゃごちゃしないほうがいいと思っていきますので、基本シンプルにいきたいというふうに思っています。余りごちゃごちゃしないほうがいいと思います。例えば、さっき御提案があったようなすげえ細かい順番をつけるのではなくて、若者の町外が一番でしょうから、もともとこれは若者の住宅でございますので、しかも定住住宅でございますので、若者の世帯の外からというのが一番優先するというのは当たり前なんですけれども、それから後の話につきまして、あんまりごちゃごちゃしないほうがいいのかなというふうに、ここは今の感想でございますけど、これもまた、きょう議決をいただいた後、SPCのほうときちんと相談させていただければというふうに思います。

○5番（久保山義明君）

議長、ちょっと今の、すげえ細かいとか、ごちゃごちゃという答弁はどうかなと思うんですけれども。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大変失礼いたしました。全て訂正いたします。細かい順番をつけたりするのは不適切だと思います。難しいと思いますので、きちんとそこはシンプルに対応させていただきたいというふうに考えておりますが、これも町単独で決めることではございませんので、きょう議決を経た後、SPCのほうときちんと相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回のこの契約については、私は基本的に反対する理由は何もありません。その中でわからない点について、何点か質問いたします。

1つは、この子育て・若者世帯の定住促進住宅といったとしても、これは公の施設になります。そうすると、公の施設としての設置及び管理条例、これが必ず必要になります。これをつくらないと、逆に言えば、施行規則がくれません。その施行規則の中に、先ほど久保山議員が言われたような入居条件も出てきますし、家賃等も出てきます。これを決めないと、逆に言えば、募集ができないというふうになりますから、1つは今後1年間のいつぐらいにこういう条例を制定して、いつぐらいに施行規則をつくって、いつから入居の募集に取り組

むというふうな一連の工程が今の段階であれば、それを説明ください。

それから、先ほど少し町道の関係がありましたけれども、今回6階建てという高い建物になります。この地形が、先ほど町道の話の中で私が心配するのは、もし火災等が発生した場合に鳥栖・三養基地区消防署が保管していますはしご車を入れることができるのかと、もしはしご車が入れないとなれば、これは町道の改修工事をしなければならないと。入れるんだったら別に問題ないんでしょうけれども、その辺の確認がされているのかなという点を。まず、この2点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

まず1点目、公の施設ですね、設置条例が必要になるのではないかというお話ですが、今後のスケジュールとしましては、今回、議決をいただきましたら、これから内容を詰めていきまして、設置条例及び先ほどちょっと申し上げました指定管理の指定、先ほどおっしゃった細かい部分を定めます条例の施行規則、こちらにつきまして、条例につきましては6月の議会に上程させていただければというふうに現時点では考えております。その条例をもし制定ができましたら、スケジュールとしてはその施行については7月1日以降、あわせて入居の募集の開始というふうに考えております。

2点目、火災発生時の対応でございます。これ、旧庁舎の敷地の車の進入路としては南側の部分になります。あちらの進入路につきましては、およそ幅が6メートル程度ありまして、前面道路につきましても6メートル弱ございますので、現状でははしご車の進入というのは可能かというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回のPFI事業に、議会にかかるのが昨年9月には債務負担行為という形で10億6,447万4,000円がかかりました。そのときに事業内訳という形で説明を受けております。今回は、これ消費税込みですけれども、9億5,162万何がしという金額になりました。そうすると、社会資本整備総合交付金で基山町は平成30年度当初予算で2億7,436万5,000円組んでいます

わけですね。これは住宅建設費と設計費の合計金額の約45%という形で、基山町から補助しますよというふうになっておりますけれども、今回契約金額が債務負担行為でしていた分からは比べると低くなったという形で、そうすると、今回SPCが出された、例えば住宅建設費とか、設計費、解体費、維持管理費、そして運営等の金額ですね、これが一体内訳がどうなっているのかと。それによって、逆に言えば、基山町の平成30年度の補助が変わってくるというふうになっておりますから、そこについてお願いいたします。

それともう一つは、今回30年度当初予算には解体費は含まれておりません。解体費はSPCのほうで負担していただくというふうになっておりますけれども、私はやっぱり解体費は、これはいずれ基山町が解体費は出さなければならないんですね。この部分では、私はSPCのほうに求めるのが本当にいいのか、それとも基山町が先行してこの分については出しとったほうがいいのかというのがあるんですけれども、補助事業にはこの解体事業は含まないというふうになっておりますので、SPCは、逆に言えば、約3,677万円ぐらいを先行投資でしなければならないみたいな形にもなりますけれども、これについてはどのようにお考えか、この2点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

債務負担行為の額と今回の契約額、およそ1億円程度、低廉化、安くなっている状況でございます。契約金額、今回の金額の内訳としましては、解体費を含む施設整備費が約6億5,300万円、その施設整備費の割賦払い、分割払いですね、支払いによって生じます割賦手数料が6,400万円、維持管理運営費が1億5,300万円、そしてSPCの設立、運営費が7,900万円となっております。主に維持管理運営費の部分が低廉化されたというふうな形になっております。

それから、解体費の部分なんですけれども、今回PFI事業を募集するに当たって、その前提として実施方針等でも掲げているのですが、基本的に町からのいわゆる一般財源の持ち出し、起債、こういったものがない形での事業の遂行、これについての御提案をいただくという形をとらせていただいております、それに対して解体費も含めたところで、要はSPCのほうで負担しますという内容で十分採算がとれるということで御提案をいただき、それに

対してこちらで採択をさせていただいたという状況でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

末次議員。

○3番（末次 明君）

工程表で1次募集が6月中旬からということで、先ほど長野課長のお答えでは7月ぐらいというのをおっしゃいましたけれども、きょういただいた資料では、入居料金、賃貸料については一切触れられていないんですけれども、先ほど久保山議員もおっしゃったように民業圧迫というのがあってはならないというふうに思っておりますんですけれども、この料金については、いつの時点で発表ができるんでしょうか。それと、この賃貸料は町が主体となるんですか、それともSPCの企業が出してきた数字がもとなるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

賃貸料なんですけれども、現時点で確定というものではございませんが、家賃については、SPCのほうから御提案をいただくという形でさせていただいております。それに基づいて当然SPCとしてもどれだけの収入があって、支出があるかというところを事業として組んでいきますので、そういう形になっております。現時点では住戸としては30戸ありまして、当然広さが違いまして家賃設定も変わってくると思うんですが、現時点では平均して月6万2,000円程度ということで試算をされている状況でございます。

この家賃につきましては、基山町、特に駅周辺の同等の賃貸マンションの相場を比較したところで、大体平米当たり1,000円前後で取引をされていると。今回の住宅の面積、70平米前後なので、大体その単純計算すれば、月7万円弱から7万5,000円程度の相場になるかと思いますが、今回、社会資本整備総合交付金、国庫補助が入っておりますので、そこから家賃が約1万円前後低廉化、安くなるということで、先ほどの提案の月約6万2,000円程度になるということで試算をされている状況でございます。

具体的にこの金額でということにつきましては、今後の条例及び施行規則のところで設定をしていくという形になります。具体的には、SPCと協議した上で決定することになり

ます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それと、今後社会情勢の変化とか、値上げ、値下げ等についてもやっぱりSPCと協議をしていくということでもいいんですかね。この30年間ずっと。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

当然物価の上昇ですとか、例えば消費税が上がりますと、そういった話になってまいります。税率変更及び物価の急激な上昇、想定としては1%以上上昇があったときには、その分は町が負担する形になってまいります。そこは時点、時点においてSPCと協議して決定していくということになります。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

なかなか番が回ってきませんでしたので、質問、忘れそうなんです。いただきました仮契約書の要点抜粋のところの（中間確認、報告等）という項目のところ、第21条なんです。が、「中間確認を行うことができる。」ということですから、しなければならないということではないので、町としては工事の施工状況について中間確認を何回かされると思うんですが、まずその段階を定めてありますが、大体基本、基礎工事から上物をつくる時のそこが一番大事かなと思うんですが、それに対してはもう大体決めてあるんでしょうか。まずその1点。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

契約書の中では、中間確認を行うことができるとしておまして、当然これはさせていただく予定でございます。それに加えて、毎月工事の施工状況については町として確認、

モニタリングさせていただこうと思っております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

当然下のほうの「毎月、選定事業者と連絡会を開催します。」とある中で、「7日前までに、選定事業者に対して、中間確認を実施する旨を通知する」とあるので、これは通常の確認の内容とは違うのだと読み込んだんですが。というのも、リスク分担表、これにいろんな分担がありますので、例えば基礎から上物になるときの、今までに事件が起きたというのは、耐震偽装等々があるので、建ってしまうと下のことは、とにかく見えなところはわからないというところが一番問題なので、そういうことはないとは思いますが、そういうことがないということのためにこういう項目があったのだろうと私は思ったんですが、ここに書いてあるところの中間確認というのは、後々相手にも通達してやられるわけですから、データとして残すようなチェック内容をある程度決めてされるものか、とりあえず中間確認だから、大丈夫ですねというふうな、そういうものなのか、その辺がちょっとわからないので、後々あのときにしっかりとチェックしておけばよかった、こういうことはなかったのにと、ほかのところでは事件が起きたときは、大体この辺なので、そこの内容的なものがわかれば、教えてください。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

中間確認につきましては、当然とりあえずやりましたという内容にはいたしませんで、もちろん具体的にどういった確認方法をとっていくかというのは、これから詳細を詰めないといけないんですが、先ほど議員おっしゃったように、要は一番基礎の部分から建物が建っていく部分で瑕疵等がないような形でしっかり町としても確認していければというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

町のほうは、土木のほうでは専門家ということで詳しい方を採用されましたけど、建築の

ほうで、例えばそれだけの内容の中間確認であれば、専門的に町のほうとして同行して一緒に見てそうだと判断できる人というのがいらっしやったのかなって、ちょっとその辺がわかりませんが、もしそうでない場合、そういう1級建築士であったり2級建築士であり、判断ができるような人をそのときだけはどなたかに依頼してというか、委託して来ていただくとか、そういうようなことで対応されるのでしょうか。これ、仮契約ですから考えていないという状況なのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

現時点においてここでというのは、確定といいますか、詰め切れてはいないのですが、必要に応じて県のほうとも協議して、どういった方策がとれるか、最適な策は何かというところを協議して、実効性のある形でやっていけたらというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

3つほどお聞きをいたします。

まず最初に、資料の2ページの、久保山議員も言われた近隣住民に対する説明や環境対策という点で、工程表の問題は私も感じていました。何で工程表の中に説明会が入っていないのかなと思っていましたが、それは検討することですけど。その15条の1、2を読んでみますと、さまざまな問題があるかないかわかりませんが、騒音とか振動、地盤沈下、地下水の断絶、こういうのが一応予想されているわけですね。そうすると、そのいかんによっては計画の変更もあり得るかなというふうに思うわけです。であれば、これはもう早急に、一番最初の段階でできるだけ早く近隣住民——近隣住民というのは、どの辺を近隣と言うかわかりませんが、私は説明会を開くべきというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

近隣住民の説明の部分ですね。まさに重要な点だと考えておりますので、なるべく速やか

に実施してまいりたいと思っておりますし、当然その必要な調査につきましても並行して速やかにSPCのほうに行わせたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に2つ目に、第37条の関係、3ページですが、これも何回か質問してまいりましたけれども、いわゆる業務報告ですね、このSPCは町に対してちゃんと報告しなければならないということで、四半期ごとに業務報告書を作成してというふうになっております。

そこで、この四半期ごとの業務報告、町は当然チェックされるというふうに思っているわけですがけれども、議会に対しても、これはぜひ出していただきたいというふうに思うわけですがけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

業務報告書につきまして、議会の御提供ですね、させていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後です。資料の図面——図面といいますか、10ページに、そこに6階建ての住宅が載っているわけですがけれども、この中でちょっと説明をお願いしたいのは、2の事業に関する基本コンセプトということで、1、2、3、ちょっと読んでみますと、「1. 町の財政に配慮した施設計画かつ長期事業計画の安定性の実現」「2. 歴史ある街並みとマッチングした環境・安全性・防犯対策へ配慮し、子育て住環境の整備」と「3. 地域住民への配慮・出会いの大きい町（i愛）基山町の実現」ということで、基本コンセプトとしてこれは述べられて、こういうことをコンセプトにしながら、こういう住宅建設をやるんだというふうに言われているのではないかと思います。

それで、具体的な建設に当たって、どのような点を具現化されるのか、そのコンセプトそれぞれについて具現化されると思いますが、それについて具体的に述べてください。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

基本コンセプトを具体的にどう進めていくのかという部分ですが、1、2、3点ございまして、まず1、財政に配慮したというところですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、基本的に町からの持ち出しがない形で30年間安定して事業を行っていく、町営住宅として運営管理していくというところがこの1でございまして。

2点目につきましては、このデザインにもありますとおり、まず環境と調和したような形で、建物、デザイン含めて、建設を行っていくというところと、子育て住環境の整備というところでして、先ほど歩行者、車の分離ですとか、そういった安全面にも配慮したデザイン設計とさせていただいております。

3点目、地域住民への配慮、出会いの大きい町の実現というところで、住民への配慮を先ほど、説明会につきましては速やかにさせていただきますというところで、そこは最優先、最重点として対応してまいりたいと思っております。今回、住宅を整備することによりまして、町外の方はもちろんですけども、新しい方がこの駅前を中心に新しく入居していただくことで駅前が活性化するような形で事業遂行していったらというところが3点目でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

待ち望んだPFI事業、私も七、八年ぐらい前から一般質問で小森町長にもこういう事業でみやき町がやっているが基山町やる必要あるんじゃないかということで、もう相当前から言ってきて、やっとこれで日の目を見て、新しい事業ですね、PFI事業につきましては、官民が対等の場で事業計画によって契約内容の柔軟性を持たせ、民間の能力を最大限に発揮する、こういう事業が必要であるというふうなPFI法によってできたと思います。

それで、先ほどから議員の皆さんがもうほとんど全員質問されていますね。だから、問題は、執行部はこういう今までの質問内容はこういう議会に対してなり住民に対して、特に議会に対して、こういうことが聞かれるということはもう想定されると思うんですよね。だから、この資料の中でただ事業契約書の仮契約書の工程も——これも大事なことですよ、しかし、このPFI事業が何かと、どういう目的でどういうことでされているかというマニユア

ル本じゃないけど、冊子あたりをつくられてあるのもあるかと思いますが、そういうのを事前にされれば、先ほどから質問もあっているようなことはもうすぐできる、質問しなくても、本会議でこんな小さいことまで質問しなくていいようなことを一々答弁してありますから、ぜひ今からでも遅くないと思うんですよ。6月議会に向けて、今まで質問があったような事項を、わかりやすいマニュアル本等をされて、議会なり町民の皆さんにもこの事業の趣旨を知っていただきたいと思います。

そうせんと、今からこういう質問ばかりしよって、ちょっと時間がもったいないと言って失礼ですけど、大事なこと、そういうのはもう見ればわかるような冊子をぜひつくっていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

P F I の勉強会なんかも議会の皆さんにもしたつもりだったので……（発言する者あり）いやいや、したつもりだったので、あとは、近隣の住民対策はもうまさにきょうが議決もらわなければなかなかできないところもあったので、そこら辺はおっしゃるとおりだと思いますので、これからきちっとやっていきたいというふうに思いますけど、ただ一方で、本当に待ち望んだP F Iなので、P F I 法はみんなで今後は勉強したいなと思って、私も一応全文は読みましたけれども、ぜひそこからスタートしたらいいんじゃないかなとは思っていますけれども。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということで、ぜひ担当課長なり、町長も初めての基山町の事業をされておりますから、ひとつよろしくをお願いします。

それと1つだけ、このP F I 法改正が2011年6月に行われていますよね。今度の施設関係の管理運営、指定管理制度が出てくると思いますけど、この管理制に対して公共施設等の管理運営権まで含めたところで考えてあるか、その点だけをお願いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

おっしゃるとおり、管理運営権も含めたところでの事業となっております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

1つ、2つ——1つだけになるかな。僕もよくわかんないんですけど、あそこ、いろいろ行政区が入り組んでいるんですけど、大体集合住宅は行政区でいうと何区になるんですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

行政区としては3区に所在するということになります。

○議長（品川義則君）

9区でしょう。長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

申しわけございません。訂正いたします。9区でございます。失礼いたしました。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

そこで、9区というと、たしか九百数十世帯ありますよね。そこにまた40世帯ぐらいのものが入ってくるということになると……

○議長（品川義則君）

30世帯です。

○8番（河野保久君）

30世帯、済みません。約1,000世帯ぐらいの行政区になるということが想定されます。やはり従来の住民との融和というのが、僕はこういう集合住宅ができたときにすごく大切になってくると思うんですよね。住民の自治組織というのが、大体どういうことを想定されているのか。僕は16区に住んでいるので、16区では、旭化成の集合住宅百何戸のございます。そこは旭化成が指定業者に任せて今管理していますが、当初、僕が住んだころは、100世帯になったら別の自治区にしてもいいですよという町の答申があった。ところが、建ててみ

て住んでみたら、そこまでなかなかならないんで、どういう形になったかという、自治会としては、けやき台三丁目の16区の自治会には入っていないんです。ただし、子どもクラブだとかいろいろそういうところとのあれがありますので、16区の運営委員会には出てきていただいて、自治組織は別にあるんですよね、アトラスで。管理会社が自治会費を自治会という名目で払って運営しているという形をとっているんですけど、町としては、この集合住宅と周りとの関係の中で自治関係のことをどこまでアドバイスしていく用意があるのか、これもSPCに丸投げで任せちゃうのか、どうかその辺だけ、ちょっと1点だけお願いいたします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

自治組織の件お答えいたします。

来年度、実際には来年度から、実際に人が入り始める状況ですが、それに先立ちまして、当然自治組織というのはあったほうが望ましいと思いますので、そこは地元の区長とも協議の上で、基本的には定住促進住宅、今回の住宅で1つの自治会をつくるという形でできないかというふうには考えております。その点については、SPCのほうに要請をしておりますし、具体的に自治組織をつくっていく、住民との組織の仕方とか、そのあたりについては今後、町とSPCと協議してやってまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、定住促進課長のほうは自治会というふうにお答えしましたけれども、町としてお答えをするならば、行政組合として考えたときには、一番端的な集合住宅で申し上げると、町が持っています集合住宅で申し上げれば、割田であったり、本桜は1棟ごとに行政組合ということで組織をさせていただいておりますので、同じような形で1組合という形で行政組合としては構成をしていただければというふうに現状としては考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本当ですね、基山町外から若い世帯を呼び込む施設になりたいと思いますが、それで、資料の5ページ、SPCの構成について説明がありましたね。それで、会社の目的でナンバー5ですたいね。「基山町地域優良賃貸住宅の解体工事業務」、もう一度確認ですけれども、この内容は旧庁舎の解体工事の費用なんですか。

○議長（品川義則君）

先ほど答弁でそう言われましたけれども、確認ですか。

○7番（木村照夫君）

じゃ、ちょっと確認です。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

お答えいたします。

この会社の目的の部分ですね。済みません、5番につきましては——5番といいますか、この全体、これ会社の目的についてはSPCのほうで登記をしている内容でございます。登記でございますので、この範囲で会社の業務を行っていくということになりますが、済みません、先ほど申し上げたこととあれですけれども、正確に申し上げますと、今回の旧庁舎の解体業務につきましては、目的の6のほうになります。附帯関連する一切の業務を旧庁舎の解体業務ということでやっていただくこととなります。申しわけございません。ちょっと訂正になります。

5番につきましては、これ実際に基本的には30年後、今のPFI住宅をどうするかということについては、まずそのときの議論になるんでしょうけれども、1つの選択肢といいますか、可能性として、今度新しく建てるPFI住宅の解体工事業務というものも会社の目的としてとりあえずといいますか、定めているということでございます。

○議長（品川義則君）

定住促進課長、それでは先ほどの答弁は修正ということでもいいですか。

○定住促進課長（長野一也君）

はい。

○議長（品川義則君）

じゃ、修正ということよろしいですか。

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、30年後、もう我々はいないけれども、契約書の内容ですね、解体して白地に戻すんだとか、現建物を残すんだとか、そういう契約条件というのは非常に大事なことなんですね。解体工事、また大きな費用、コストがかかりますから、そこまで入れとるのか、それお伺いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

新しく整備するPFI住宅の30年経過後の解体につきましては、この契約書の中には盛り込んでおりません。ですので、実際解体して引き渡しということを現状で確定する形で想定しているものではございません。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

3回目ですから。これ、本当重要な話ですもんね。30年後どうするのか、老朽化した建物を。そこんにきははっきり契約書に決めてもらって、どうするんだということを明確に示しておくべきだと、将来の世代のためにですね。そこんにきお願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

ちょっと補足をさせていただきますと、このPFIの住宅につきましては、10年ごとに大規模修繕、大規模改修を行いまして、要は長寿命化を図る形で30年以上住める形に維持していくという内容で提案をいただいております、町としてもそういう形で進めていきたいと思っております。なので、現時点においては、30年たったらその時点でもう老朽化して使えない、解体しないとイケないという状況になることは想定はしてございません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

残っていたと思いますので。それでは、ちょっとさっきの関連ですけど、では何で5に解体工事業務というのが入れられたのかな。私は先ほど旧庁舎の解体というふうにおっしゃったから、それで素直にそれ以上何も申し上げなかったんですけど、そこら辺がちょっともう一回、答弁ください。

それと、最終的にこれは子育て・若者世帯の定住促進住宅事業ということで、今定住促進課が、今後指定管理者との、要するにSPCとのいろいろな今後の連携というか、事業のあれはなされるわけですかね、あくまでも。もう定住促進課が今後も、30年後というか、時代は変わるかもしれません。ですけど、今現在は若者世帯の定住促進ですけど、やはり先ほどのいろいろ出ましたように空き家が出たらSPCだってリスクが大きくなって、いや、あくまでも90%以上は埋めたいという希望があるから、そこによっては若干条件も変わってくると思うんですよ。あくまでも若者世帯じゃないかもしれません。空き家が出たら、やっぱり入りたいという方を優先的に入れられる可能性もありますが、そういう意味でも、これから先もやはり町としては、先のことはわかりませんが、ここ10年ぐらいは定住促進課が担当課ということで認識してよろしいのでしょうか。今の2つお願いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

私が1点目の解体の部分ですね、お答えいたします。

先ほど御説明した賃貸住宅の解体工事業務ですね、こちら会社の目的に入っておりますのは、今後、先の話ではありますが、仮に賃貸住宅解体するということになった場合に、SPCがその請負主体となれるように会社の目的に入れているということでございます。

○議長（品川義則君）

2点目。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

建設後も定住促進課のほうで事業を主体的に行っていくのかというところでございますけれども、現状としてはそういった形をお願いをしたいと思っておりますし、もし、ほかのところという形になれば、その部分というのは機構の改革を行う中で対応していくということになるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今のまんまやるんですけど、むしろ建設課が持っている町営住宅も含めて住宅政策というのは物すごく大事だと思うので、それこそ何年か先に住宅政策を中心にやるような課が必要になるようなことはあるかもしれませんね。だから、その10年間、今のままでやるかと言われても、それはもう全然今の段階では全く答えられる話ではございませんので、そこはきちんとした形で、その時々状況に合わせてやっていくというふうな、そういうふうにご理解しております。ただ、少なくともここ一、二年は間違いなく定住促進課で頑張っていたらこうというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

次に、議案第18号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第18号は可決されました。

次に、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。ありますか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これ確認なんですけれども、今回、固定資産税の関係で期間の延長をする場合、平成27年度から平成29年度までを、今回延長という形で平成30年度から平成32年度までですかされた場合、こういう条例で規定する場合に、これは平成27年度から平成32年度というふうに規定

すべきではないのかなと私は思うんですけども、期間が結局延長になったんですね、今回の場合は。そうすると、これは条例ですから、国のほうがこういうふうに変えたんだろうと思いますけれども、これでいいんですか。私は何か、この捉え方がおかしいのかなと思ったりするんですけども。質問の趣旨わかるかな。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

固定資産税についてですけども、固定資産税の評価関係につきまして、特例措置も同様の趣旨なんですけれども、3年に1度の見直しを行っております。本年の平成30年度が評価がえの年度となっております、本年度を起算日としまして平成31年度、平成32年度というような対応になっていきますので、その3年度間に係る適用ということの改正でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

次に、承認第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第2号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第2号は承認と決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つだけお伺いをいたします。

課税限度額が医療分を4万円上げることによって変わるわけですが、現行幾らで上げた場合幾らになるのか、教えてください。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

一応、今の基礎課税額の医療保険分が、改正前が54万円で改正後が58万円ということで限度額を設定させてもらうことになっております。（「合計」と呼ぶ者あり）

合計ですね、済みません。（「一般と後期高齢とか……」と呼ぶ者あり）後期高齢者支援金分が、改正前が19万円、介護保険分が16万円、合計で89万円となっております。改正後のほうが、先ほど申しました基礎課税分の医療保険分が58万円、後期高齢者支援金分は変わらず19万円、介護保険分も変わらず16万円ということで、合計で93万円の限度額ということになっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

次に、承認第3号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第3号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、承認第3号は承認と決しました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補

正予算（第12号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部分です。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、2款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。9ページです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

特別交付税ですけれども、財政課長にお尋ねいたします。

この金額、大体想定どおりかどうか、所感で構いませんのでお答えください。

○財政課長（平野裕志君）

前年度の平成28年度の決算からしますと約300万円ほどふえておりますけれども、感覚的なお話で申しわけないんですけれども、平成28年度と同額ぐらいいけばありがたいなというふうには思っておりました。ですので、大体想定のとおりでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、10目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

15ページ、2款1項13目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

毎度のことですけど、ふるさと応援寄附金ですね。1,160万円ということで、資料の39ページに平成29年度の決算見込みとあります、これに近い基金が出ておまして、4億500万円というふうな基金積み立てになっておると思います。ふるさと応援寄附金の総額は11億円ということになっていますけど、これの問題は、40%切れていますね、基金の積み立てが。これの町長も苦しい胸のうちを言われておりましたけど、どこまでふるさと応援寄附金を伸ばすのか、それについてはいろんな批判がありますね。総務省も今度、余り高額な全然違うのを返礼品、地元じゃない、全然違う、ちょっと言うなら、夕張メロンをどこかの市町村のほうで近隣の市町村でやったとか、そういうふうになっていますけど、もうこの平成30年度に向かって、この11億円のうち返礼金が約6億円、5億7,000万円、こういうふうになっていますけど、平成30年として、貴重な基山町の財産、もう5億円から積み立て財産であるふるさと納税の今後の寄附金の平成30年度の基本的な方向性というのか、こういう方向性でやるのか、いや、もうビールとかそういうのはやめますというふうにするのか、いろんな競合品としての今後やるのか、基本的な考え方、よかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の時点で何か変えることは考えておりませんが、ただ周りの状況とかがまた変わってくるでしょうし、それから、あとやっぱり地域の産品を少しでもふやすような努力は当然、もう一つの、2つの方向性の中の一つとしてきちっとやっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

鳥飼議員が質問されたので、同じような関連なんですけれども、この資料の39ページですね。毎回いろいろ資料いただきまして、いよいよ最後だと思いますけれども、全体的な歳出を見たときに、済みません、ちょっと以前も説明があったとは思いますが、賃金で臨時のほうで約500万円ほどですね、450万円と言ったほうがいいのか。それから、役務費の通信運搬費、これが約700万円、それから委託料が約1億円ですけど、ここら辺の、この3つの関連

というか、委託料の中にはこの通信運搬費とは別の意味で入っているんでしょうけど、この中に出ている12役務費の中の通信運搬費の700万円近くというのは、どういうところで発生しているのかということと、この臨時雇賃金もどういうところで、ふるさと納税の取り組みの中で歳出されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、賃金でございますけれども、今現在でいきますと、嘱託職員2名と日々雇用職員1名で実際の実務というか作業をやっていただいております。ふるさと応援寄附金の事務自体は、大体年末、年明けが物すごい業務量がふえますので、そのときには日々雇用でしたけれども、今の体制からいくとプラス4名体制で作業をやっていただいております。

次の通信運搬費ですけれども、これ、それこそ今の作業のお話とかかわるんですが、寄附をいただいたらば、寄附をされた方には確定申告に使うような受領証、お礼状も兼ねておりますけれども、そういったものの発送、それから、ワンストップ特例の申請書に係る分、それから申請を受けて基山町受理しましたという受理通知、そういった郵送代がほとんどでございます。

業務委託料につきましては、これはふるさとチョイスであったり、楽天サイトを利用しておりますので、その分の経費となります。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ありがとうございます。

あともう一点ですね、このふるさと納税の返礼品の約6億円近いこの数字なんですけど、あそこの見ますと、丸宗とか具体的な名前がついているものもありますが、逆に、お肉じゃなかったビール関係、それはいろんなメーカーがありますよね。そういうのは地元はどちらのほうから返礼品を出していらっしゃるんですか。牛肉になるとまたちょっと佐賀牛とかいって、それも丸宗1点なのかどうか分かりませんが、とにかく中にきちんと業者を書いているのと書いていない返礼品とあるから、町の事業者に対してどれだけのメリットが、この約6億円の中に何割ぐらいあるんでしょうかね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

例えばふるさとチョイスでいきますと、確かに表には名前が出ていないかもしれませんが、中に入ってもらおうと提供業者名は出てまいります。今回の資料で補正後の金額でいきますと、例えば報償費5億7,200万円と見えていますけれども、実際、全体からすると大体52%ぐらいになっていると思うんですが、このうち品代としては約44%、残りの8%分ぐらいが大体送料が入っております。なかなか町内の業者に何%のメリットがあるかと言われても、申しわけありません、ちょっとはっきりした数字は申し上げられません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

でも、地元の返礼品を使うことで地元の業者も潤うというところの大きなメリットもありますよね。それから、基山町に来る納税というところもね。そういうところでは、よそでもちょっと問題になっているみたいなんですよ。結局は納税が来るけど、返礼品は町外からのものが相当入っているというようなね。だから、いいですけど、今後ともやはり町内の業者にメリットがあるような返礼品というか、なかなかそこら辺が難しいと思いますけど、ぜひそこら辺をお願いしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先ほど町長も申されましたように、地元の町内の事業者が提供されるものも今後とも開発というか、ふやしていきたいという思いもありますし、全く基山町と縁もゆかりもない業者を使っているわけでもございませんので、そこは今後とも引き続きやっていきたいと考えます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町に事業所がないところを使っているはいないですよ。そこが大事なところで、基本、だ

から基山町の事業者はもちろん、それが本社が基山かとかいう話がありますよ。だけど、基山町に事業所があるところを全部チェックできますので、見ていただければ、丸宗ミート——さつき丸宗の話もありましたが、あれもちゃんとサンエーの中にあるので。だから、そういう意味でいうと、基山町外のところの業者があそこの中の名前に載っているのは、私はちよつとないんじゃないかなとは思うんですけどね。（64ページで訂正）本当の、まさに基山町の地場でそこでやっているような方々の割合をできるだけこれからふやしていかなきゃいけないという課題はあると思いますけれども。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第4号に対する質疑を終結します。

次に、承認第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第4号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第4号は承認と決しました。

続けます。

議案第19号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、14款2項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項5目、6目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

確認させてください。

6目、企画費の手数料ですね。これは、現在管理をいただいている町老連の方々にお支払いする金額でしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

久保山議員の御質問ですけれども、町老連につきましては、4月までということは確認はできておりますけれども、5月以降についてはまだ引き受けしていただく方が決まっておりませんので、そのあたりはまた今後探していくということで考えております。

○議長（品川義則君）

参事、この金額は4月分ですかという質問ですけど。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

4月分につきましては、この前全協で御説明させていただきましたけれども、充用ということとさせていただきますして、こちらにつきましては5月から3月分ということでお願いをさせていただきますしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、まだその支払い先は決定していないと、ただ予算を計上しているということですよね。その確認と、今、産業振興課の参事が答弁されていますけれども、このまちなか公民館自体は産業振興課、いわゆるブランド室が管理をしているということによろしいんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

その御認識で構いません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項2目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この林業費の、資料にありますけれども、用地購入の金額ですよ。これ、寺谷線自体は工事費は当初予算で多分計上して可決していると思うんですけども、なぜ今この時期に補正で用地購入に至ったのか、その理由をお知らせください。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

この林道寺谷線の拡幅工事に伴う、今、議員の御質問でございます。

今回上げさせていただいている分については、用地等の購入、平成29年度に地権者の5名の方との用地交渉を進めておりました。しかし、そのうち2名の方につきましては、承諾はいただいておりますけれども、相続登記などの時間等かかっておまして、平成30年度も引き続き地権者の方との、またほかの方と同様に契約、それから所有権移転等の嘱託登記等の事務を継続して進めさせていただきたいということで、2名の方の分のそういった用地交渉の分の購入費等を上げさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

確認します。

今回上がっております9万4,000円、これで寺谷線の用地交渉は全て解決して、これが終わり次第工事に取りかかるということによろしいんですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

議員の御質問のとおり、今回上げさせていただいている金額で交渉関係については全て終わらせていただくところで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項2目。末次議員。

○3番（末次 明君）

資料の44ページになりますけれども、部活動指導員の概要ということで、事業目的は顧問教員の軽減負担とありますけれども、実際に今回の指導員、部活動指導員はどういう人選を考えてあるのでしょうか。今までの外部の指導者から移行されるのでしょうか。それと、2名ふえますけど、その方は先生ですか、要するに教員の方もなられる可能性があるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

部活動指導員については、資料の44ページのほうにお示ししておりますけれども、今回平成30年度で部活動指導員になられる方というのは、基本的には今まで部活動のほうの指導をしていただいている方、その方に対して今後、今までは平成29年度までは県の事業ということで外部指導者という形でやっておりますけれども、これが今年度、部活動指導員というふうに制度のほうが変わりますので、今まで指導していただいた方に改めてお願いをしたいというふうに考えております。

それから、先生のほうがということですが、一応、顧問の先生は別に、顧問は顧問として別にいらっしゃいますので、その顧問の方と、顧問の先生の負担軽減ということで、部活動指導員のほうもあわせて設置をしていくということで考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

一応週に2時間程度で1時間当たり1,600円ということなんですけれども、これというのは、仮にそれ以上に指導していただいてもこの金額はオーバーしないということなんです。それとも、指導の時間帯によっては金額の上げ下げというのがあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

指導の内容、時間等については、また学校の部活動の計画のほうに沿ってやっていくことになりますけれども、若干指導時間については増減のほうはあるかと思えます。週に2時間

ということで現在6名分で計算をしておりますけれども、例えば週に指導する時間がなくて、その分を翌週に4時間とか、そういう部分というのはあるかと思imasので、その部分はまた学校の部活動の指導計画と合わせた中で考えていくようにしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

最後に教育長にお伺いしたいんですけれども、この事業目的のほうで、成果や課題を検証するという事なんですけれども、運動クラブですから成績も重要なんですけれども、私はその過程とか、あるいはチームワークづくりが大事だと思いますが、指導員の方にはそのあたりはどのようなふうに伝えていかれるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この事業の目的が教員の負担軽減ということが非常に大きな要素を占めておりますので、部活動の競技力の向上も含んでおりますけれども、この方たちが入ったために子どもたちの活動の非常に負担になるというふうなことは避けていかなければならないと、教員と指導員と一緒に部活動の運営をしていく。今までの外部指導者の事業と違って、部活動指導員に対しては責任というか、そういうものもある程度求められておりますので、そのこともこれからの研究と、これも調査研究事業になっておりますので、研究をしていって、よりよい方向にやっていければと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと数点お尋ねいたします。

今回、対象が6つの部活動になっております。この対象の部活動というのは、ヒアリングの結果選ばれた部活動なのか、それとも教育委員会側から指定をされた6つなのか。また、これは予算ありきで6つに限定をしているのか、例えばほかに要望があったとしても予算の計上の結果6つに絞られているのか、それとまた、部活動指導員のほうは旅費、交通費、また保険等の負担というのは、どのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回6つの部活動で部活動指導員を設置ということで考えておりますけれども、この部分は中学校のほうに聞き取りをしまして、今、外部からそういう部活の指導をしていただいている方がどれだけあるかというところで、この6つの部活動のほうを選定しております。それから、中学校のほうに確認をとりながら、部活動の数というのは選定しておりますので、決して予算ありきということでの6つという意味ではございません。

それから、旅費、保険について、旅費のほうは現在予算のほうは上げておりませんが、保険のほうについては、部活動指導員については地方公務員法による非常勤特別職の職員という形になりますので、これは町のほうでそういった補償については、町の非常勤職員という形で補償を行っていくという形になっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では予算ありきではないということですので、もしこれから先の方向性として、ヒアリング等で外部指導員、部活動指導員が必要というふうに考えた場合は、町単費でもあり得るということよろしいですか。その確認と、もう一点確認は、旅費等の計上をやっていないということですが、これ、例えば九州大会、全国大会等に行った場合の宿泊費等も含めて、これからの方向性をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今後ふえた場合に単費でやるのかということになりますけれども、今年度は部活動の数は既に16決まっているところで今回計画をしておりますけれども、今後、部活動の数の増減、ふえたりとか、人数によっては減ったりとかというのがあるかと思っておりますので、それについては、今回対象として入れている部活が減る可能性もありますので、その時点で現状に合わせた形でそこについては予算化を考えていかなければならないというふうには考えております。

それから、全国大会等の出場になった場合、その場合学校側の対応と、あと部活動指導員の方が随行するかというところで、部活動指導員の方の旅費という形になると、単なる随行という形ではなく引率という部分がかかわってきた場合、例えば顧問の先生がそこに行かずに部活動指導員の方が引率をするという場合は当然旅費のほうが発生してくるかとは思いますが、その部分については、またそういう結果が出たときに考えていかなければならないとは思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今現在いらっしゃる4名とか、プラス2名ふえますけれども、こういう方たちの指導員の男女比——男女比じゃないけど、男性が何名で女性が何名指導されているのか、それから、どういう経験を持ちながら、こういうふうにして指導員へと——指導員というか、今は指導者派遣事業ですか、外部から、どういうことで町が要望されて指導員となられたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

昨年から外部指導を行っていただいている方については、町内での社会体育の指導経験のある方ですとか、町外の方もいらっしゃいますけれども、その専門でクラブの指導等を行っている方で指導のほうを行っていただいております。昨年4名、今回6名ということで計画をしておりますけれども、そのうち対象部活のほうは女子の部活もありますけれども、今回部活動指導員として予定しておるのは6名とも一応男性のほうを予定しております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

平成29年度に外部指導者として4名の方がいらっしゃったわけですが、お尋ねですが、平成29年度だけでしょうか、さかのぼってからの外部指導員の事業があったのでしょうかというのが1つ。

それで、例えば平成29年度外部指導員が入ったことによって教員の負担軽減が、具体的にどういう負担軽減がありましたというものがわかりますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

外部指導員ではなくて、今までやってきていましたのは外部指導者支援事業ということで、外部指導者がこぞずっと何年も前から入っております。それで、教員の負担軽減なんですけど、この外部指導者に養成事業、この事業についてはいわゆる技術的な指導を補助していただくという目的だけで、部活動の運営であるとか引率であるとか、そういうものはほとんど含まれていませんので、学校のほうが非常に、例えば卓球を例にとりますと、卓球部は私が来てからだったんですが、技術的に指導できる教員がいないと。ですから練習方法もわからないと、だからそういうものをわかる人を紹介していただけませんかと学校のほうから要請があって、体協から通じて外部指導者の方が学校に入って、主に技術的な指導のみに当たっていただいているということでございますけれども、負担軽減ということで、教員にかわってその場を全部、その時間を自分が、例えば土曜とか日曜の練習は私が見ましょと、そういう話にはなっていないです。これまでは、教員がいて指導者がいるという形です。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

外部指導者が平成29年度から始まったのか、以前からあったのかというのをまず私は質問したつもりでした。そして、顧問の負担軽減にはなっていないということで認識をさせていただいていいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いや、まず顧問の負担軽減には、技術が教えることができないので、十分そういう技術的な指導をやっていただいています。そっちの面では負担は軽減をしてもらっています。

それから、平成29年度より前からずっと、私、何年からとは認識の中にありませんが、相

当前からこの事業はあっております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私が過去にいろいろ質問した中で求めているのは、教職員のやはり働き方の問題なんですよ。過労死を生むような、特に部活動中心とした働き方、これは改善すべきじゃないのかということなんです。それで、こういう、特に部活動に関してはこういう形でことし6名ということですが、これで実際教職員の方の勤務時間といいますか、軽減になるわけですか、例えばこれで早く帰れますとか、土日は休めますとか、こういうふうに具体的になるんですか。いや、なりませんということなんではないでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この事業によって少しでも今までの負担を軽減していければということで、調査研究事業ということでこの取り組みがこれから始まりますので、今後どのくらいのものになっていったかということは、これから検証していかなければならないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

大串教育長、勤務時間の軽減になっているのか、業務の軽減になっているのか、その辺のところは質問者は勤務時間の軽減になっているのかという質問なんですけれども。大串教育長。

○教育長（大串和人君）

勤務時間の軽減といいますのは、例えば土曜日とか日曜日とかに出てこなくていいのかということになると、これも部活動指導員の専門性というのがどの程度のもので考えていかなきゃならないのかと。例えば、教育の世界に非常に精通をして部活動の運営ができるような練習計画、それから安全計画とか、全て任せられるような方ばかりではないと思うんですね。ですから、そのあたりも今後、県内もとより日本全国、この制度を代々取り組んでいきますので、そういうところを見ながら、にわかにはこの軽減になるということは、ちょっと私は断言はできないと思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

3回目です。

具体的に、端的に休日引率の教員がいなくて外部指導員が休日引率ができますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

国の計画というか、求めているというか、そういうの中にはそういうものもできるような制度にしたいということで、実際に北九州市あたりでは市の単独でやっているようですが、北九州市の場合はそれはやっているようです。ところが、なかなか予算の面、あるいは人的な面で、やっぱり教員に準ずるような資質のある方でないと単独で引率によそに連れていってよその学校と対外試合をするというのはなかなか難しい面もあると思います。これは、これからの研究事業ですので、そういうことによって見きわめていかなければというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。7ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

次に、議案第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第19号は可決されました。

松田町長。

○町長（松田一也君）

前の承認第4号のときの大久保議員の質問に対して、基山の業者じゃないところはないというふうに言い切ったんですが、その後よくよく考えてみると、キングダム漫画は油屋の基山支店でやっていたんですけど、閉鎖になったんで、今鳥栖になっていますので、基山じゃないところが思い浮かんだんで、全然ないとは申しませんので、そこはちゃんと考えていますけど、今現実にそうないところがあるということで訂正させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

以上をもちまして、平成30年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後0時27分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会議員 大久保 由美子

基山町議会議員 末 次 明